

確定申告目前！

インボイス制度開始で影響を受ける中小・小規模事業者の皆様へ

インボイス制度

スタート後の実務対応

- ・インボイス制度をきっかけに免税事業者から課税事業者になった方
 - ・発行事業者登録はしたが実務対応に不安をお持ちの方
 - ・インボイス登録を検討されている方など
- といった皆さまへセミナーご参加をお勧めします。

主な講座内容

1. 令和5年度消費税法改正

新たな負担軽減措置の実務への影響

- ・小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置 (2割特例)
- ・一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置 (少額特例)
- ・少額な変換インボイスの交付義務免除
- ・登録手続きの見直しと柔軟化

2. 適格請求書発行事業者の登録・義務

- ・必要事項が記載されていない請求書等を受領した場合
- ・免税事業者が登録を行う場合
- ・インボイス制度における保存書類 他

3. 仕入税額控除の要件

- ・保存要件
- ・帳簿のみの保存で要件を満たす取引 他

4. インボイス制度・導入後の会計処理の実際

- ・会計処理の概要
- ・個別事例と会計処理及び税務調整 他

5. 税額計算

- ・納付すべき消費税額の計算方法
- ・売上税額や仕入税額の計算方法 他

6. 主な課題と、その対策及び準備

- ・消費税額の端数処理
- ・インボイスの仕分け作業
- ・免税事業者との交渉 他

1月23日(火)
14:00~16:00

10月よりインボイス制度が開始しました。制度導入後、会計処理や仕入れ税額控除等の実務対応をされているかと存じますが、法改正の部分と現状の実務対応に誤りが無いか不安だと考える方の声も多く聞きます。本セミナーでは、令和5年度消費税法改正点も踏まえながら、今行っている実務対応に誤りが無いのか見直しの点も含めて分かりやすく解説します。

〈講師プロフィール〉

ほし ただし
星 叡 氏

税理士法人トリプル・ウイン顧問
税理士 行政書士

駒澤大学大学院経営経済学研究科 卒業後 公認会計士事務所・税理士事務所勤務を経て昭和56年5月：星晴喜税理士事務所開業、実務経験を積みながらクライアントを増やし、傍ら全国の法人会・経済団体の研修講師としても活躍の場を広げ、現在はインボイス、電子帳簿保存法の実務対応や誰もが避けて通れない相続をメインテーマにコンサルティングや講演活動を精力的に行っている。



◆会場 富士宮商工会議所 大会議室
(富士宮市豊町18-5)

◆受講料 無料 (中小・小規模事業者
会員・非会員 問わず)

◆定員 20名 (先着順)

<お申し込み方法>

下記申込欄に必要事項をご記入いただき、FAXにてお申込みください。

〈主催〉 富士宮商工会議所

受講申込書 富士宮商工会議所 行 ⇒ FAX:0544-26-0303 お問合せ TEL:0544-26-3101

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
受講者名	(複数のご参加可能)	Mail	@
課税区分	<input type="checkbox"/> 免税 <input type="checkbox"/> 課税(本則) <input type="checkbox"/> 課税(簡易) インボイス登録による課税の場合は「免税を選択」		
インボイス発行登録	<input type="checkbox"/> 登録した <input type="checkbox"/> 登録予定 <input type="checkbox"/> 登録しない <input type="checkbox"/> 検討中		
知りたい内容・質問	可能な範囲で講座内容への反映を検討していますので、具体的なご質問ありましたら、事前に FAX・電話等でご連絡下さい。		

※ご記入頂いた情報は本セミナーに関する運営のみに利用し、取扱いにつきましては個人情報保護法に則り、厳重に管理致します。